

第17回ジェットロ環境社会配慮諮問委員会

日 時：2015年9月10日（木）15：30～17：17

場 所：ジェットロ東京本部9階 F会議室

高橋主幹：

それでは時間になりましたので、第17回ジェットロ環境社会配慮諮問委員会を始めたいと思います。柳副委員長はちょっと遅れているようですが、開始させていただければと思います。

最初にお配りしている資料の確認です。A4のペーパーのところから、議事次第がありまして、座席表、それと「第17回ジェットロ環境社会配慮諮問委員会」配付資料のトータルの紙1枚、それと資料1と書いてある、クリップで留めてあるもの、それと別冊2と書いてある「案件形成等調査事業」関連資料2、それと別冊1、これは大きな冊子になっているのですが、「案件形成等調査事業」関連資料1、それと、これは後で回収させていただきますが、「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン」、右上に「委員会用」と書いてあるものがありますが、そちらのほうの資料ということになります。

もし、資料の不足とか、見えにくいとか、そういったものがありましたら、お声掛けいただければと思います。

それでは、議事次第に従い始めたいと思います。まず出席者のご紹介です。環境社会配慮諮問委員会委員の方々から、時間の関係もありますので、私からお名前をご紹介ということにさせていただきます。

最初に、委員長である原科先生です。副委員長である柳先生は、今ちょっと、遅れている状況です。村山先生、よろしくお願いいたします。田辺先生、よろしくお願いいたします。松本先生、よろしくお願いいたします。高梨先生、よろしくお願いいたします。宮崎章先生、よろしくお願いいたします。宮崎桂先生、よろしくお願いいたします。

次に、ジェットロ側でございます。ジェットロ理事の中村でございます。よろしくお願いいたします。

中村理事：

中村です。いつもありがとうございます。

古谷部長：

総務部長の古谷でございます。よろしくお願いいたします。

古谷部長：

古谷です。よろしくお願いします。

高橋主幹：

総務課長の北川でございます。よろしくお願いします。

北川課長：

北川です。どうぞよろしくお願いします。

高橋主幹：

環境・インフラ課長の糸長です。

糸長課長：

糸長です。よろしくお願いします。

有田課長：

有田です。よろしくお願いいたします。

高橋主幹：

それでは続きまして、ジェットロ理事の中村から、委員会に先だちご挨拶申し上げたいと思います。中村理事、お願いします。

中村理事：

はい。改めまして、今日は本当にお忙しいところ、委員の先生の皆さん、ありがとうございます。もう 17 回目の環境社会配慮諮問委員会ということになります。決まり事でありますので、少しだけご挨拶を冒頭にします。

ジェットロについてですが、今年の 4 月から、第四期中期目標、政府が定めるところの、独立行政法人の中期目標ということで、新たな中期計画を策定して、今後 4 年間の事業をスタートしています。これにつきましては、また、後ほど説明させていただきますが、政府の、日本再興戦略の中では、政策の実施機関としてのジェットロの役割というのが、かなりの回数書かれておりまして、「あれもジェットロがやりなさい」、「これもジェットロがやりなさい」、光栄ではありますが、ますます責任は重大になっています。

一方、行革というのは止まりませんので、その中で事業については成果をしっかりと出して、業務の効率化も、これが非常に求められているという状況でございます。成果につきましては、今までは内部で持っていた数値目標を外部に公表して、それでしっかりと数字を達成していくということを始めております。

主要業務というのは、対日投資の促進、それから農林水産物・食品の輸出促進、中堅中小企業の海外展開支援、そしてこれらの動きを通じて、今の地方創生への貢献ということが求められておりました、それぞれについて、過去よりもかなり高い目標、数字を設定して、新たな取り組みをスタートさせているということです。

環境社会配慮につきましても、先生の皆さまにご尽力いただいた改定ガイドラインに基づく行動をさらに進めていきたいと考えておりますので、引き続きご指導・ご助言、よろしくお願ひしたいと思います。

日本企業ですが、先ほど言いました中堅中小企業の製造業、プラス、サービス業、今はもう食堂ですとか、美容院ですとか、塾ですとか、どんどん進出しています。その中で、さまざまな課題というのに皆直面しているわけですが、環境との関連で言いますと、天津での大爆発事故で猛毒物質が排出されているということは、ご存じのとおりだと思いますが、これによって、地域の日本進出企業には、大変なマイナスの影響というのが起きております。

ジェットロでは、この天津の環境問題に対して、直接、何かするということは、もとよりなかなか難しい状況ではありますが、進出企業の、こういった困っている状況に、いくらでも役に立てばと思い、ウェブで、毎日、例えば天津港の通関、物流はどうなっているのか、代替港はどこで、どういうふうなことがあるのか、というようなビジネス情報を流しておりました。中国、アジアだけではなく、今後はいろいろな世界の地域で、このような環境問題、それに関係する事業リスクというのが増えていく、ということは間違いないと思っています。

私どもは、現地社会の環境問題や事業リスクに対して、きめ細かい情報提供を求められておりました、私ども職員だけでなく、在外企業の活動に対しても、これまで以上に環境社会配慮というものに、注意と警戒を呼び掛けることが重要と考えています。

今日は、本当に改めて原科委員長以下、ご参加いただいております委員の先生方、これまでのご尽力とご協力について、心から御礼申し上げますとともに、今後とも、その環境社会配慮分野の活動を継続・発展していけるように、私どもは努力してまいりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございます。

原科委員長：

よろしくお願ひします。

高橋主幹：

ありがとうございました。

続きまして、議事次第に従って進めたいと思いますが、ここから先は、原科委員長に議事進行をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

原科委員長：

はい、承知しました。それでは議事進行いたします。

今、中村理事から力強いお言葉を頂きまして、環境社会配慮は大変重要なものだという認識が、だんだん広まっているようであります。大変うれしく思います。

それではまず、議事次第の「ジェットロ事業等について」ということになります。これは、1 番目は、第四期の中期目標計画。今、お話がちょっとありました。それについて、ご説明いただきたいと思います。では、これは北川総務課長、お願いいたします。

北川課長：

はい。では私のほうから、お手元の資料 2 に基づきましてご説明を、最大 15 分くらいでさせていただければと思っております。

先ほど中村のほうから説明がありましたとおり、今年の 4 月 1 日から第四期の中期目標計画が始まったということで、その詳細をお話しいたします。この資料の構成は、第三期の中期目標、前期です、にどういったことが行われていて、その結果、第四期にどう物事を進めるかというような形で、資料が構成されていることは、予めご了承いただければと思います。

目次を見ていただくと、六つの項目がありますので、それに基づいて進めたいと思います。くくっていただいて、パワーポイントでいくと 3 ページ目ですが、ジェットロをめぐる環境の変化ということですが、非常に期待が、政府あるいは自治体、企業から高まっているということが、まず初期前提としてありまして、それに基づいてアウトカム、われわれの事業の効果を重視した目標を立てた上で、計画を進めるのか、ということを考えています。

パワーポイントの 5 ページ目になりますけれども、重点項目としましては、われわれは日本再興戦略に、いくつか基づいて仕事をするということになっていまして、一つ目は例えば「対日投資を拡大せよ」あるいは「農林水産物・食品の輸出を拡大せよ」ということで、この二つは政府目標が決まっておりますので、これに準拠した形で邁進すると、そのほか中堅中小企業の支援というのは、これは従前からの仕事ですので、力を込めるということです。従いまして、第四期のジェットロの重点項目としては、一つ目は対日直接投資の促進であり、2 番目が農林水産物・食品の輸出促進、3 番目が中堅中小企業等の海外展開支援、そして 4 番目が、これは調査研究の類になるのですけれども、わが国の企業の活動、あるいは通商政策への貢献をするための、情報基盤の整備ということになります。

めくっていただいて、対日投資の促進ですけれども、第三期では、おかげさまで、第三期までということが適切ですが、2003 年度から 2014 年度のおよそ 10 年間で、支援件数としては 1 万 2,500 件くらいありまして、投資誘致は 1,200 件くらいできてきたと、こういう実績があります。それを受けて、政府のほうも、ジェットロに対して期待が上がって、安倍総理をはじめ、たくさんの応援を頂きながら、仕事を進めている、ということになって

います。

第四期では、じゃ、どうするのだ、ということなのですが、まず一つは、体制をもっと強化していきたいということがあります。これはもう既にパワーポイントの 8 ページ目に移っていますけれども、あるいは各国に産業スペシャリストという、いわば対日投資をしっかりやってくださるような、専門家を雇って配置する。あるいは、これは今年の 3 月 31 日ですので、厳密に言うと第三期の中期計画中になりますけれども、「東京開業ワンストップセンター」というのを、こちらのビルの 7 階に東京都あるいは政府の支援を受けて、開始しています。こちらには安倍総理もお見えになりました。

パワーポイントの 9 ページ目に、どのくらいその支援体制を強化するか、ということが書いてありますが、何となく倍増というか、倍近くの人数を配置して展開する、というようなことが書かれております。こういった、昨今の行政改革の中で、これほど体制を強化するのはなかなか難しいことではあるのですが、そこはチャレンジということでもありますし、パワーポイントの 10 ページ目のところには、例えば、先ほど来お話しさせていただいているとおり、総理にご登壇、海外でいただいて、日本の投資環境の良さ、といったことも PR していただく、というようなことに邁進しているといったところであります。

めくっていただいて、「農林水産物・食品の輸出促進」ということが、これが今のわれわれの柱の中の大きな一つであるのですけれども、第三期中でも、こちらは私たちの貢献が求められていた、ということでもあります。ルール、さまざまな事業、パワーポイントの 13 ページ目に書いてありますけれども、こういったことをしておりますけれども、第四期では、それらの活動を踏まえて、もっと細かなマーケティング、品目別の支援体制ということができないか、ということを考えています。ですので、例えば、お米をどう支援しようとか、お酒をどういうふうに支援していくのかと、非常にきめ細かく、海外のマーケットにリーチできるような体制でしていくと。他方で、やはりこれはオールジャパン感というのを出す必要がありますので、例えばミラノ万博、この後に出てきますけれども、こういったことも活用しながら、日本全体の農林水産物の良さ、安心・安全のすごさ、こういったことを PR していく、ということになっております。

めくっていただいて 15 ページ目は、今までの実績が出ていますので、これは順調に推移しているのかということがありますし、他方でパワーポイント 16 ページ目は、これは政府の目標のペーパーですが、2020 年までに 1 兆円、農林水産物および食品の輸出を増やそう、というところまであるのですが、実は今年の 4 月くらいの段階では、既に 6,000 億円くらいの輸出額が出ていますので、恐らくは 2020 年までの 1 兆円という目標は達成できるであろう、もっと言うならば、2020 年以前にどれくらい早く 1 兆円が達成できるのか、というような意気込みで物事に取り組んでいるといったことでもあります。

少し飛ばしていただいて、めくっていただいて、パワーポイントの 19 ページ目に、具体的にどんなことをしているのかということがあります。これは地方の創生ということも、今、政府で求められている大きなキーワードですので、地域の取り組みが、三つほど並べ

られているのですが、例えば鳥取では、梨、あるいは果物のワインをしっかりと輸出する、あるいは茨城県では日立です。宮城県では、これは水産加工品ですので、お魚の類ということなのですが、農林・畜産・水産と、バランス良く目配りしながら、海外への展開を模索、そして実現する、といった形になります。

最後のお話になりますけれども、その下にミラノ国際博覧会、これはジェトロの展示事業部という部署で司っておりますけれども、大変好評でありまして、日常的に皆さんメディアでも触れていらっしゃると思いますし、あと各地域の、行政の、例えば知事とか市長の皆さんも、連日お見えということで、私たちとしては非常に良い事業になったかと考えています。まだ、会期はただ 10 月 31 日までですので、最後までしっかり頑張る、ということでもあります。

パワーポイントの 21 ページ目から 22 ページ目になりますけれども、中堅中小企業等の海外展開支援というのを引き続き頑張ると、いうことです。第三期から少しずつ手掛けておりました支援者の個社対応というのでしょうか、丁寧な、一つ一つの企業の海外展開に基づく仕事ということをしております。これは例えば、企業の海外ビジネス OB の方を専門家として雇用して、事業推進していくわけですが、おかげさまで、こちらかなりの成功例が出てきているということです。

ですので、めくっていただいて、パワーポイント 23 ページ目にありますけれども、この仕事は、さらに大きくしていくのかということもありますし、あるいはこちらでも、オールジャパン感を出すということで、海外展開一貫支援のファストパス制度ということも、もちろん備えておりまして、早く海外に出たいという方には、さまざまな政府の仕組みを利用していただければ、というようなことを考えております。

パワーポイント 25 ページ目に、先ほどの専門家の方々による中堅中小企業等の支援報告、進出支援の実績があります。1,600 社くらい支援させていただいて、もう既に進出に成功した会社が 577 社、あるいは進出計画進行中という会社さんが 700 ありますので、およそ 3 分の 2、あるいは 4 分の 3 近くが海外に羽ばたいた、ということでもあります。

めくっていただいて、27 ページ目のパワーポイントに、ちょっと違った切り口の事業も用意している、というご紹介であります。産業観光という、地域の観光、プラス、地域の産業をどういうふうに組み合わせるかということで、われわれとしては新しい取り組みをしております。

その下には、知的財産権の保護という、われわれとしてはそれなりに伝統のある仕事を、第四期でもしっかりしていくということで、環境とは近いようで、ちょっと遠いのかもかもしれませんけれども、やはり日本企業の、割りと基盤的なところを保護するというので、こちら取り組んでいきたい、ということを考えています。

パワーポイントの 30 ページ目に既に入っていきますけれども、日本企業のビジネス環境整備ということで、知的基盤をどういうふうに整備するかということですが、これは例えば、海外で日本の会社さんが企業活動に困難なこと、あるいは支障をきたす点というのは、

ジェットロで取りまとめて、当該国の政府に、日本の代表としてもものを申すという仕事を、主にアジアで行っております。

あるいは、くくっていただいて、パワーポイント 31 ページ目です。例えばこれはインドネシアの例ですけれども、インドネシアからジョコ大統領がお見えになられたときに、ジェットロで 1,000 人規模の大シンポジウムを開催して、大統領自らご登壇いただいたわけですが、こちらに日本企業の方をお呼びして、しっかりとした情報交換がなされるような仕組みづくりをしていると。少しアカデミアのような仕事でも、国際シンポジウム、これはアジア経済研究所という、われわれの附置機関が主催するものですが、アカデミアからの提案、これはいわゆるグローバル・バリューチェーンという、付加価値貿易です。こちらのシンポジウムを行って、ビジネスからさらに深めたような情報提供をする、といったような取り組みをしているところであります。

次に、ジェットロの基盤のようなお話を少しさせていただいて、締めくくりたいのですが、やはり、われわれ、サービスの向上をどうするかということで、サービス向上会議、あるいは今回の、組織を少し変えたのですが、「お客様サポート部」という部署を作って、お客様目線の仕事を、どうやって、やっていくか、そのためにはお客様のお声を、どうやって拾うか、ということを取り組んできています。4 月から始まっておりますけれども、これについてはもう少し力を入れていきたい、と考えているところでございます。

35 ページ目です。これから中期目標を、われわれ達成をしていかなきゃいけないですが、その基盤をどうするかということが、四つくらい書いてあります。一つは、やっぱり現場を重視するということです。これは当たり前といえば、当たり前です。ですので、国内外の事務所にたくさん人を配置して、現場で頑張ってもらおうと。2 番目は、やっぱり結果重視です。いくらプロセスで頑張っても、結果が出なくては、あまり意味がないこともありますので、そういう面では、結果を求める、というようなことを考えていきたい。あるいは PDCA サイクルです。これは民間企業の皆さんでは、ごく当たり前のことですが、われわれとしても、もう一つ心を改めて、PDCA というのがきちんと回るかということをして、事業の高度化を狙っていくということです。さらに専門性です。次にご紹介しますけれども、われわれも、どんな仕事でも、どんなふうにもできるということにはならないでしょうし、社会がどんどん高度化していきますので、それなりに専門的な能力を向上しなくてはなりません。そういう面では、まず人の部分から能力を向上させるというようなことに、しっかり取り組みたいということです。

パワーポイント 36 ページ目には、非常に字が小さいのですが、新しい組織体制を書いております。先ほど申し上げましたような、お客様サポートの部署があったり、あるいは短期投資の部署があったり、ということなのですが、今回われわれ、組織を引き直して、「農林水産・食品部」、あるいは「ものづくり産業部」、これは二次産業です、それで「サービス産業部」といったように、一次産業、二次産業、三次産業専門家を、きちんと作る、あるいは専門的に仕事ができるというような体制にしたと、産業別に部署を改め直し

た、といったところが、一つのポイントかというふうに考えております。

いよいよ最後なのですけれども、パワーポイントの 37 ページ目ですが、改めまして、国内外のネットワーク、これがジェトロの一つの強みでもあります、こちらをどういうふうに評価するかと。おかげさまで国内事務所については、最近でも、栃木、京都、茨城、ちょっと順不同ですけれども、ご要望に合わせてながら、事務所群を再拡大、と言ったら失礼ですけれども、広めていっておりますし、あるいは海外事務所につきましても、今までちょっと手が薄かったアジアの一部、あるいは今後はアフリカ、あるいは中東、こういった地域に事務所も設置して、もれなく情報収集、あるいは事業の実施ができるように、と考えています。もちろん一定の総量規制がかかりますので、使命を終えたような事務所については、特にこれは欧州が多いですけれども、こういった事務所については改廃をして、フレッシュな体制で臨んでいきたい、と考えております。

私の持ち時間は、以上になりますので、これで説明を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

原科委員長：

どうも、ご説明ありがとうございました。最後におっしゃった、事務所をずいぶんネットワークしてもらっているようでございますが、総量規制といたしますと、数としてどのくらいか。

北川課長：

まず人員もありますし、あとは運営予算の観点からも、のべつ広げていくというのは、若干難しいので、そういう意味では一定での総量をかけて、その中で運営をしていく、ということになります。

原科委員長：

国内事務所は、今、どのくらいありますか？

北川課長：

国内事務所は、今のところは、割りと増やす傾向にはあるのですけれども、こちらもいづれ予算の問題で、当然、地方は海外事務所の運営とは、多少違う形態になっていまして、地方自治体からもお金を頂けるような格好で運営していますが、細かい話ですけれども、ジェトロの持ち分もその分少し増えていきますので、その部分は全体見直しをしている、ということになっていると思います。

原科委員長：

国内の場合と海外と、ちょっと状況が違うわけですね？

北川課長：
そうです。

原科委員長：
ありがとうございました。
それでは、何かご質問・ご意見、ございますか。高梨委員、どうぞ。

高梨委員：
1点だけ。
もう第四期目標では、インフラ輸出は、もう落ちちゃったのですか。

北川課長：
そんなことはないです。全くやらない、ということはありません。ものづくり産業部という部署で担う予定になっています。

高梨委員：
そうですか。

中村理事：
環境・インフラ課というものがあります。

高梨委員：
ではそこで引き続き、インフラ輸出のほうはやるということですか？

北川課長：
はい、お手伝いをします。

高梨委員：
そうですか。

原科委員長：
いかがでしょうか？
では、スライドの 32 番で、国際シンポジウムを通じて世界に知的貢献でございまして、私たち、アセスメントのほうの、国際影響評価学会という世界大会を、来年、開きますけど、後でまたこのお話があると思いますけど、そういういろいろな場がありまして、この 32 ページスライドのご紹介では、この中の議論として、付加価値の高い、「良い仕事」は先

進国に残り、付加価値の低い、「悪い仕事」は途上国に残るといったようなことが、そうなる可能性があるという、警告みたいなものだと思うのですが、これに対して、どんなふうに対応するというのを議論されましたでしょうか？

北川課長：

これはちょっとアカデミアの観点から、さまざまあると思うのですが、そもそもそのグローバル・バリューチェーンという概念は、確か OECD で出していて、まさにこのとおりのラインになるのですが、われわれとしては別の見地、補完関係になるじゃないかというようなことを、ちょっと、研究者によってさまざまな論点があるので、一概には言えないのですが、全体的な流れとしては、勝ち組が全部勝ってしまうのではなくて、途上国でも補完関係にできるような、仕事を作っていくべきというような観点で、議論していると理解しています。

原科委員長：

すると、その補完関係を作るような所で、ジェットロとしても支援したい、ということになるわけですか？

北川課長：

そうです。究極的には、そういうことになると思います。そのときに、どういう情報流通が必要なのか、つまり、情報の非対称性があまりにもありすぎると、一方的に発展途上国がルーザーになる可能性があるのでは、そこは、そういうことではない、ということを進めるのではないかと。すみません、これはちょっと個人的な考えも入っておりますけれども。

あるいは、そのバリエーションです。いわゆる二次製品、工業社会だけの観点だけではないのではないかと。つまり、三次産業。今はもうアイテム普及していますので、それをどういうふうにするのか、というような課題提示をする、ということだと思います。

原科委員長：

そうすると、「環境社会配慮」というのは、先進国のほうの、「良い仕事」の中で、しっかりと入れていかないと、ますます差が開きますね、これ。

北川課長：

そうですね。

原科委員長：

なるほど。

何か、ほかにもご質問？

松本委員：

一ついいですか？

原科委員長：

はい、どうぞ。松本委員。

松本委員：

7 枚目のスライドですけれども、環境社会配慮というよりは、非常に興味を持って見たのが、この誘致の成功のところの件数ですけれども、その「支援」と「成功」というのがあって、ジェトロの役割という意味でいくと、例えばその「支援」というのは、さまざまだと思うのですが、何かしら相談があれば、この中にカウントしている、というような感じですか。この「支援」というのは、具体的に、この 1 万 2,580 件は？

北川課長：

これは、すみません、ちょっと厳密な定義を、今、手元に持っていないとお応えできないですけれども、そもそもジェトロからアプローチしているケースは入ります。ジェトロと関与しているということです、何らかの形で。

松本委員：

では 10 年間で、これだけアプローチをすると。

北川課長：

ええ、これは蓄積しています。

松本委員：

その内、誘致が成功したっていうのは、ジェトロの関与として、要するに、ジェトロが誘致を成功させたっていうようなものなのか、それともさまざまな関与の形態はあるけれど、それが誘致につながったという程度なのか、これっていうのはどちらですか？

中村理事：

関与度は、深さ、浅さ、あります、やっぱり。全面的に、というのもあります。もう場所から、土地から、建物から、パートナーから、いろいろあります。ただ、この彼らが進出して来るにおいて、日本のマーケットはどうなっているのか、とかそういった情報提供も入りますし、だからいろいろな関与度の、深さや浅さはあります。

それから、今、北川が説明しましたが、待ちじゃなくて、営業を掛けているのです、今、世界で。日本への投資に対してです。これは、今後ますます、今年度からこの営業体制を強化しますので、さらなる件数を稼いでいかなければいけないと思っています。

松本委員：

なるほど。

やっぱり件数だけを見ると、ここだけで評価しがちなのですが、やっぱりジェトロがどういう役割を果たしているときに、一番効果的だろうかって、すごく興味があったので、それでちょっと伺ったのです。

中村理事：

これは自治体と連携しています。自治体も濃淡があります。ものすごく外資誘致を積極的な、それでインセンティブをどんどん作っている所から、「うち、そんなことは関係ないです」と、「とりあえず農産物を輸出すれば良いです」という所もありますので、そういった情報を全部集約してしまして、うちのクライアント、もちろん秘密保持契約を結びますけれども、それで向こうに提案して、進出場所を選ばせたり、いろいろな形でやっています。

1 回会って、日本のマーケットを話したくらいで、関与したとは言いませんから。

原科委員長：

ほかには、いかがでしょうか？

村山委員：

よろしいでしょうか？

原科委員長：

村山さん、どうぞ。

村山委員：

21 ページからの、「中堅中小企業等の海外展開支援」という所で、環境社会配慮にどの程度関係するのかわかりませんが、「個別の支援や専門家の活用」という中に、環境社会配慮に関係するような相談、例えば、結構、途上国の規制とか制度、非常に入り組んでいて、しかもしょっちゅう変わったりして、分かりにくいような気がするのですが、そういった相談というのも、この中に含まれているのでしょうか？

北川課長：

個別に全て理解しているわけじゃないですけど、まず、一般論としては、今お話ありました情報の提供は、原則あります。ただそれは、このスキームの中に入るかどうかは別にしまして、われわれのその情報基盤の中に、もう既に用意していますので、そこで解決されることは多いと思われま

中村理事：

それで、日本の中堅中小企業の進出ニーズの多い国においては、ジェトロが中心になりまして、プラットフォームっていうのを形成しています。その中に、例えば外資本に詳しい法律事務所ですとか、会計法と税務とか、その中には、やはり環境というのは、ものすごく今、重要な要素になっていますので、そういったところも、進出企業のほうに十分な情報提供ができるような、ネットワークを持っています、それぞれの情報を集めて。その中で当然、特に工場を作る場合とか、ものすごく重要な要素になっていますので、そこは対応させていただいていますし、企業のニーズに対応しています。

原科委員長：

さっき、最初のごあいさつの中で、中村理事が、天津の事故のことをおっしゃっていましたが、ああいうのも情報が、われわれの日本もあんまり情報が出ない国だから、難しかったと思いますけど。怖いですね、ああなると。

柳副委員長：

その関連で、やはり中国は、構造的にいろいろと、経済的にも難しい問題を抱えている国ですので、中国から周辺国に、企業が今、移転し始めていますね。

その具体的な支援みたいなことは、あんまり表立ってはできないと思うのですが、そういう、何か、そういったサポートはあるのですか。

中村理事：

それは中国政府に対して、政策提言の一つとして、要するに撤退を自由にさせないという、そういうルールがない限り、ルールというか決まり事がない限り、「撤退を容易にさせない国には、もうこれ以上、投資は来ない。」というのを認識させています。だからそれを、それぞれの省の政府なり、中央政府に上げていって、「だから撤退するときには、快く送り出さないと、もう次の企業は来ないです。こういう情報は、もう日本のビジネス界にどんどん広まってくと、あなた方は日本の企業誘致を、これ以上できなくなります。」ということは提言していますし、事あるごとに、それぞれの省長とかに伝えております。

原科委員長：

田辺委員、どうぞ。

田辺委員：

農林水産物を輸出するときに、例えば MSC とか、環境ラベリングみたいなものを、結構、今、注目されていると思うのですが、こういった農産品輸出の、いわゆる環境配慮のクオリティを高めるような取り組みというのは、何かなされていますか。

古谷部長：

例えば米国の FDA（米国食品医薬品局）、有名ですけれども、最近いろいろとルールを厳しいほうに変更しているのですが、そういう情報はうちの事務所が海外でキャッチをして、それでこれをジェットロで発行している「通商弘報」であったり、あるいは農産物関係は、「フード&アグリカルチャー」という、また、別の媒体があるのですが、そういう媒体等で発信をしておりますし、それから、個別の企業からお問い合わせがあれば、お答えをしていると、こういう状況です。

松本委員：

今、動きとしては、東京オリンピックで使う海産物は、MSC ラベリングを求める、みたいな動きもあって、日本は二つくらいしかないです、あのラベリングを取っている所は。

中村理事：

まさに取り掛かっているところです。欧州 HACCP も、日本はものすごく遅れていますし、中国のほうがよく進んでいます。それは少しずつ、啓蒙から始まって、今、実数も増えてきているという状況で、それは今、田辺委員がおっしゃったような、まさにクオリティなりを押しえたようなことで、協力しております。

原科委員長：

はい、じゃ、よろしいですか。そろそろ次の議題にまいります。

じゃ、2 番目ですが、ジェットロの温室効果ガス削減活動について、これは有田管理課長、お願いします。

有田課長：

管理課長の有田でございます。よろしくお願いたします。

私もジェットロは、独立行政法人として、日々の業務においても、オフィス環境等維持管理等でも、一法人として温室効果ガス排出削減等の環境配慮に進んで取り組んでいくことが求められております。昨年度の主な取り組みについて、本日は 3 点ほどご紹介をさせ

ていただきます。

1 点目ですが、2008 年 3 月に策定いたしました「温室効果ガス排出削減のための実施計画」についてです。こちらは現在も、国の次期計画は準備中と聞いており、その後、ジェットロでも新たな計画を策定しておりません。しかしながら、昨年度と同様、ジェットロでも同計画に基づきまして、既に昨年ご紹介いたしました、人感センサー等の導入、削減できる可能な部分については、既にジェットロの中で対応済みでございますが、引き続き、照明の削減、昼休み時間の消灯の徹底、PC モニター等、電子事務用品のこまめなスイッチのオン・オフ、夏季期間中の室温 28 度設定等を図りまして、継続して温室効果ガスの排出削減に取り組んでおります。これらは経済産業省等からも国の方針を頂いておりまして、可能な限り協力するように、とのことですので、それらを周知して、地道に取り組んでおります。

今年度については、直接は環境とは関係ないのですが、政府により、「ゆう活」、すなわち日照時間が長い夏に、朝早い時間に仕事を始め、早い時間に仕事を終える、まだ明るい夕方の時間を有効に活用するという事で、生活を豊かにしよう、というプロジェクトが行われましたので、それに基づきまして、ジェットロでも協力するという形で、本年につきましては、7、8 月に、朝 8 時始業の勤務シフトも設定いたしました。

それによって、空調を私どものこのビルにおいては、8 時からコアタイムを前倒しにいたしまして、夕方の時間もなるべく残業等をできるだけ少なくできるように呼びかけ、消灯を進められるように、あるいは空調の延長等を少しでも削減できるような方針を推奨して、できるだけ夕方以降のエネルギーの使用を減らせるように、普及啓蒙をいたしました。そういった地道な努力でございますが、本年についても、継続してジェットロにおいて進めております。

続いて第 2 点目でございますが、こちらお手元の資料 3-1 をご覧いただければと思います。こちらは、「2014 年度における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の締結実績の概要について」でございます。こちらは経済産業省を通じて、本年 6 月に既に環境省にも提出しております。同資料は、本年 6 月 30 日の日付でもって、ジェットロのウェブサイトにおいても公表しております。

国やジェットロなどの独立行政法人は、ご存じの通り、環境配慮契約法に基づきまして、電気の供給を受ける契約、自動車の賃貸借等に係る契約、省エネ改修に係る契約などを、温室効果ガス排出削減に配慮した契約の締結が、法人として求められております。ジェットロにおいて、これらの配慮を求められている契約に該当します案件は、前年度と同様でございます。電力の供給を受ける契約のみとなっております。お手元の資料にございまして、44 件でございますが、こちらが契約締結件数の総数でございます。こちらは本部ビル、こちらでございますが、そのほかには大阪本部、各地方事務所、すなわち貿易情報センターと私どもは申しておりますが、これらの総数で、ビルから電力の供給を受ける、契約になっております。唯一、アジア経済研究所でございますが、こちらは独立した

建物を使用しておりますので、独自に電気の供給を受ける契約を締結しております。2014 年度におきましても、その前年度に行ったと同様、裾切り方式で入札を実施いたしました。しかしながら、不調に終わり、前年と同様に、現在は東京電力と契約を締結しております。

3 点目になりますが、お手元、資料の 3-2 の「2014 年度環境物品等の調達実績の概要」となっております。こちらにつきましても、経済産業省を通じまして、本年、環境省に実績等を報告しているとともに、ジェトロのウェブサイトにおいて、本年 6 月 30 日付けをもって、公表しております。

これは「環境に配慮した物品の調達促進のために、制定された法律」、通称、私どもは「グリーン購入法」と呼んでおりますけれども、このグリーン購入法に基づきまして、本部で行う調達、役務等、あるいは大阪本部、アジア経済研究所、地方事務所、全ての調達の実績を元に集計して、作っているデータでございますが、2014 年度におきましても、目標達成率について、ほぼ対象になっているものは、私どもは 100%を目指しておりますが、おおむね 100%を、今年度も達成することができました。

しかしながら、先ほども申しあげましたように、本部についての調達におきましては、私ども管理課において、ほぼ集約して対象となる物を調達しておりますが、各事務所におきましては、それぞれが利便性の関係から、地元の企業さん、業者さんから調達をしておりますので、担当がそれぞれ異なっております。そういった、担当者が違う中で、100%を目指すというのは、やはり研修等で周知をする等、この他には、特に新しい事務所につきましては、グリーン購入法の細かい資料を配布して説明するなどの個別対応を行い、継続して 100%を目指すよう、日々、研修等を行って、努力をしております。

調達量などでは、ウェブサイトで細かい資料を、既に公表しておりますが、本日は、資料 3 にございますように、主な物、100%に近い物が多いのでございますが、分類ごとの代表的な物を分かりやすいようにまとめて、ご紹介しております。最近では、事務所においては、よりクオリティの高い物を調達するよう、努力してくれている事務所もございまして、グリーン購入法を遵守して調達して、業務を進めていくということが普及しているということであり、大変それはありがたく思っております。

今後も、今年度になりますけれども、引き続き、環境の負担のない物品、あるいは役務等を調達あるいは契約していきまして、日々取り組んでいきたいと思っております。

私からの報告は、以上でございます。ありがとうございました。

原科委員長：

どうもありがとうございました。

じゃ、何かご質問ございますでしょうか。高梨委員、どうぞ。

高梨委員：

はい。1 点。

1 ページ目にあります、アジア経済研究所の入札で、「裾切り方式」とありますけれども、これは(評価合計基準の)下値を決める最低価格方式ですね。

有田課長：

はい、そうでございます。

高梨委員：

それ以下(の基準)だったら、もう不調にする？

有田課長：

はい、そうです。

今回は評価基準を満たす業者からの応札はあったのですが、予定価格を下回るところがなく、不調に終わっておりまして、契約ができませんでした。

松本委員：

グリーン購入法だと、この防災の関連の備蓄で、例えば水とか、一応、決めているのですが、通常のペットボトルだと、2年しか持たないのでだめですけど、一般的に5年持つやつを、順繰りに回していると思うのです、ここでも。それはどうして記載されていないのですか？

有田課長：

保存年限は5年ですので、昨年は調達を行っておりません。こちらの実績は、昨年発注をした物になりますので、水は2~3年前に調達をしており、まだ期限が過ぎておりません。

松本委員：

ある物は載せていないと、そういうことですか？

有田課長：

はい、そうでございます。既に調達済みの物は、申し訳ございませんが、反映しておりませんので、ご指摘いただいたとおりです。

原科委員長：

その年度のもの、ということですね？

松本委員：

物によっては、年度ごと異なっている、ということですね？

有田課長：

はい、そうでございます。

松本委員：

分かりました。

原科委員長：

先ほど、夏季の勤務シフトをして、朝方 8 時スタートで、早く終わるってことでやられたってことですが、その効果はいかがでしたか。

有田課長：

まだ、私どもとして政府の方針に協力するというところで取り組んで、これから効果について統計を取っていくところです。まだ、終わったばかりですが朝早く来る職員もなかなか多く、セミナー等以外で、確かに空調延長については、極力抑えることはできました。ただ、残業しないというわけには、やはりいきませんので。

原科委員長：

かえって長くなっちゃう。

有田課長：

はい。電気代等は、どうしてもなかなか節約はできなかったのですが、空調については、最低限でした。

北川課長：

それはちょっと補足しますと、まず総勤務時間は、猛烈に減りました、8月。もう一つは、空調の話は、今ありましたけど、空調の延長申請はゼロです。実績なし。ですので、そういう面では、勤務時間をシフトしたことによって、何かしらのエクストラが発生した、ということはありません。

原科委員長：

なるほど。そういう兆しが見えるわけですね。

高梨委員：

それだけがまんじゅうのこと。

有田課長：

いいえ、早く帰るように促しました。

中村理事：

やっぱり運動の成果ということ。

原科委員長：

この猛暑日が続いた中で、8 日間も猛暑日が続いて。

高梨委員：

だって全体は伸びているんだから。

中村理事：

そこは議論しました。空調を 50 分早く始めると、いくらかかって、どれだけの効果があつて、という可能性は、「空調の分だけ金額も増えて、エネルギーも増えたら、元も子もないじゃないか」という議論をさんざんして、一応、こういうシフトを政府の要請に基づいて取り入れた、ということになります。

原科委員長：

実験ですからね。

中村理事：

ええ。ただ、私は長くなりました。空調を消されますからね。

松本委員：

だから、企業の中には朝 7 時までとか、8 時まで来ると、社員食堂で提供するとか、大学もやっていますけど、500 円を 100 円にするとか、そうやって食堂を使うとか、やっていますが、そこは考えてないですか。

原科委員長：

早朝のごほうびをくれるわけね。

中村理事：

できません。

原科委員長：

今年は猛暑日が長かったようですが、あとは涼しくなったから、結果、前年以下だったみたいですが、今回は。では、また次の委員会のときにでも、結果を教えてください。

有田課長：

はい。ありがとうございます。

原科委員長：

それでは、よろしいでしょうか。次にまいります。

次は、3 番目です。2014 年度、平成 26 年度の案件形成等調査事業につきまして、これは作本環境社会配慮審査役でよろしいですか？

作本環境社会配慮審査役：

じゃ、お手元の資料、今、続きまして資料 4 と、あと後ろからめくっていただくほうが早いですけれども、関連資料の中の資料 1 という、それをご参照いただければと思います。私からご報告するのは、いわゆる平成 26 年度の案件形成事業、これを社会環境配慮の面からレビューする、ということになっております。

平成 26 年度、これは取り上げた案件というのは、資料の 4 に載っておりますように、合計で 14 件あります。ちょうど裏ページもありますので、1 ページ目が 9 件、裏ページ目が 5 件ということで、合わせて 14 件であります。ただ、この中で、バングラデシュの報告書は、まだ届いておりません。理由は分かりませんが、こちらの手元にないということで、実際、今のお手元の関連資料、その別冊に載っているのは 13 件であります。それを国別で見ると、やはり今の大きな援助の流れというか、インフラ支援の流れと、共通しているところを、見ることができます。インドネシアが 5 件、インドが 3 件、ベトナムが 2 件、あと 1 件ずつの国が、フィリピン、ミャンマー、バングラ、ケニア、先ほどのバングラデシュとあります。そういう意味では、ODA 重点国にかなり案件が集まっている、というようなことが言えるかと思えます。

環境社会配慮というのは、言うまでもありませんけど、やはり途上国の脆弱な社会経済環境の中で、やはりどうしても必要であるというようなことを、私どもは感じています。これがまた一つちょっと踏み外すと、社会紛争だとかボイコット、あるいは投資リスク、そういうようなところに結びつくということで、やはり環境社会配慮というのは、どうしても必要な分野であると考えます。

資料 1 に沿って、今、ご紹介しておりますが、先ほどもお話がありましたけど、グローバル化が進んでいて、今までと違うところは、中小零細の小さい企業が途上国に出ているというようなことがあるかと思えます。またこの環境社会配慮面を強調することが、日本の戦略にとっても、経済的な戦略にとっても、どうしても重要なところでもあります。しか

もわれわれがこれまでやってきたことというのは、いわゆる案件を形成するというか、発掘する、いわゆる予備段階というか最初の段階で、環境社会配慮を入れるという、新しい試みをこれまでやってきたわけであります。

海外の事業を展開するにあたって、環境社会配慮、どうしてわれわれがここに関心を向けるかという、やはり二つほど指摘しているのですけれども、一つ目はやはり 1980 年代から 90 年代です。日本の ODA がかなり海外で批判を受けたことがあります。JICA の方もここにお見えでありますけれども、やはり ODA の不信につながったと、支援しながら環境を壊すとは、どういうことだ、というような、そういうことがありまして、これを繰り返さないために、環境社会配慮と、こういうようなものを強調する、ということしてきたわけであります。

二つ目は、環境配慮促進法という、先ほどの環境配慮契約法というのと、またちょっと別のものでありますけれども、この促進法が 2004 年に制定されております。また、こちらのほうで、国内の企業を対象に、この環境面の配慮を行いなさい、ということは規定しておりますが、海外に出て行く企業につきまして、これから海外へ出て行こうとする、進出するような企業に対しましては、環境社会配慮面のことは決めてないわけであり、そういう意味では、中小企業が出て来るということからしますと、やはり極めて不慣れな分野である、理解もまだ伴わない、というようなことで、途上国で CSR の意識が高まっておりますから、こういうようなところと合わせまして、まだまだ環境社会配慮を推進していくという、そういう必要性が高いものだと思います。

ちょっと前段が長すぎたかもしれませんが、平成 26 年度に、先ほどご紹介いたしました案件につきまして、ちょっと簡単にご紹介させていただきます。

高橋主幹：

資料があります。この別冊 2 と書いてある、「案件形成事業調査事業資料 2」と書いてある、こちらの資料です。

作本環境社会配慮審査役：

二つ目の関連資料、後ろから見て 4、5 枚目になるかと思います。

極めて短期間の調査であるにも関わらず、ていねいな調査をやってくれたのもあるし、また逆に、もうちょっと調査してもらっても良いものではないか、というようなものもあります。

例えば、もうちょっと調査を丁寧にやってもらったら、というような案件では、これから出てくる案件であります、インドの国全体の環境社会状況です。特定地域の事業に即座に当てはめてみるというようなことで、それから予測されるような影響は、ほとんどありません、というような断定を行うようなスタイルで行う調査で書かれているかと思いません。

何を申し上げたいかという、やはり環境アセスメントの考え方というか、そういうようなものの、質を高めていただくというのが、最終的には、日本から出て行く企業のガバナンス能力や投資の能力を高めることになるかと思うのです。やはり、環境アセスメントの有資格者制度、そういうようなものを日本から技術移転する可能性もあるのではないかと思います。

これで個別案件を見る前に、やはり 26 年度という、昨年度の年が、ちょうど例年と違いまして、いわゆるジェットロ側といたしまして、いわゆるロジの支援だけに留まったわけがあります。例年ですと、報告書の工程管理といいまして、調査の進め方自体に関わって、支援というか、関わって、仕事をしてきたわけですが、このときの、というか、今、皆さん方のお手元に、これから見ていただく報告書というのは、いわゆるロジ部分だけ、いわゆる事務的な支援だけに関わった報告書であります。

個別にちょっと、2 ページ目になります、予想される案件、環境社会配慮項目、これはもう皆さん、委員の方がこれから個別に見ていただければ分かりやすいかと思うのですが、ちょっと簡単にご紹介いたしますと、2 ページ目の、インド、デリーのウツタルプラデシュの鉄道事業というのがあります。これは鉄道項目が、インドの EIA では、外されております。対象事業になっておりません。そのような中で用地取得、そういうようなものが関わってくるという、そういう課題を持った問題であります。

2 番目、これがインド、ビハール州、マハトマ、ガンジーの橋の、いわゆる架橋再生、古くなってきたので再生すると、そういうような事業であります。改修したいということで、9 キロメートルに渡る橋を造り直したい、というようなことであります。代替案を 3 件ほど出しながら、住民移転の数が 120 人から 600 人の幅を示しながら、どの案件が良いのかというようなことを紹介しております。ただ、この州には植生でありますとか、そういうものは全くない、という断定形の評価がされております。

3 番目、インド、シラディガート山地横断道路改良ということで、これも山地を、山の間の道路改良事業ということで、作ろうというようなものであります。ただここは自然が豊かな所でありまして、いわゆる保護区、あるいは世界遺産、あるいは国立公園でしょうか、そういうような所を通過すると。ただ、この代替の選択肢に基づけば、その影響はないのだと、伐採する必要はないのだというようなことで、大気、水、廃棄物という、一般的に、森林伐採以外の項目が関わってくるというようなことが指摘されております。

4 番目のインドネシアのアニェール石炭火力発電所というものであります。これも石炭火力発電所、アニェールという海岸に、私も何回か行ったのですが、インドネシアの海水浴場近くにこれを作る、というようなことがあります。

あと、もう一つちょっと上のほうに、文章の中に書いてあるのですが、ここはちょうどウジュンクロンという、いわゆる国立公園、一本の角のあるサイが 50 頭くらい残されているという、そういう貴重な地域でもあります。このアサヒマスという、インドネシアに出ている大きな日本の現地法人ですけど、そこが持っている敷地の中に、火力発電所を造る、

というようなことがここで示されているわけであります。これが、例えば JICA さんがやっているような海外投資だとか、あるいは JBIC さんの事業ならば、問題ないかもしれないけれども、特定の個別企業の中にこういう火力発電所を設立して、電力をどうやって周りに普及させるのか、ということになると、やはり課題を抱えているテーマではないかと思えます。もちろん石炭火力ですから、石炭灰だとか、海洋汚染だとか、海洋への影響、そういうようなものがある、ということが考えられます。

5 番目のマカッサルの環状高速道路という、これは極めて丁寧な調査がされております。短期間にこれほど丁寧に、というくらい、しっかりした報告書だと思います。大気汚染、水、廃棄物、埋め立て、温暖化、あるいは土壌の流出、あらゆる項目に関わるのでありますけれども、丁寧な報告がなされているかと思えます。それ以外に、やはり土壌、日照、文化遺産、こういうようなところも関わる、というようなことが指摘されております。

6 番目の、同じくマカッサル、これはインドネシアのスラベシ島のいわゆる窓口にあたる場所でありますけれども、これは高度高速システムという、ITS という、これを導入できるかというようなことが議論されております。ただここは、将来の間接的な影響というのは、課題になるかもしれませんが、いわゆるソフトな事業である、システムを導入するということで、EIA 対象から外されておりますので、環境影響は今のところ、この調査段階では予想されないということにしております。

7 番目、インドネシアの次の、航空ネットワーク、これを再構築したいということを出ております。ただこれも、ただ単にネットワークの枠組みを形成するというだけじゃなくて、将来にターミナルビル、あるいはバゲージ、荷物を受けたり、運んだり、そういうようなことがありますし、周辺道路、駐車場、温室効果ガス、あるいは大気汚染、給油、あるいは電波障害、騒音、振動、ありとあらゆるテーマが、ここでは関わってくるのが、7 番じゃないかと思えます。ここでもやはりかなり断定した表現で書いてあるのですが、やはりこのマカッサルという所には、バンティムルンという大きな峡谷ですけれども、きれいなチョウチョウがいっぱいいる所があります。あと、マカッサルには考古学で有名な、何千年も前に壁画を描いたという、私も見たことがあるのですが、そういうようなものが残っているのが、そういうようなものも、「一切ない」というような形で、報告書に断定が行われていると。あるいは電波障害の可能性、こういうようなことも起こるのですが、どこまでこれが将来のネットワークと枠組みを作れるか、ということがあるかと思えます。

あと 8 番目、これは北スマトラ州の、カライ小水力発電ですから、環境に直接大きな影響を与えることは予想されないとのことではありますが、これは場所柄なので、ちょうどメダンの近くで、いわゆるトバ湖、東南アジア 1 番の大きな湖、ここにこういう小水力ということで、予定されているようです。ただ、私どもはここで、スマトラのこの辺りで、こういう小さなダムを造るにあたって、ここは今まで紛争の地域でもあります。インド・レーヨンという、昔、いわゆるトバ湖の、アサハンダムの電力を利用して、日本にアルミを供給するためにインド・レーヨン事業に伴う大きな問題が起こっています。あるいは、

近くでの、ここに書いてありましたけど、ルヌダム、これもやはり湖に落ちる水の一部を使ったために、農作物への影響が出た、というようなことがあります。ですから、水利の問題とか、そういうようなことが 8 番目は予想されるかと思います。

9 番のケニア。これはモンバサの港のゲートブリッジということで、海洋保護区になっている場所です。漁業への影響、あるいはバスターミナルへの影響、そういうようなことがありますし、あとアフリカは、ここで右の端に書いておいたのですが、橋梁デザイナーの中に、スワヒリ語の表現を入れてほしいという、現地の民族文化的なものを加えて欲しいという、そういうことがありますし、道路不法占拠の問題というものがあります。

10 番のフィリピン。これは市内の輸送システムでありますけれども、やはり一般的な水質だとか土壌だとか、農業、廃棄物、このような点の問題が予想される、ということがいわれています。

11 番のベトナム。これは石炭火力でありますけれども、いわゆる温排水、焼却灰、あるいは住民への騒音の問題、マングローブの伐採、そういうようなことがあります。少数民族が、ベトナムの南のほうということで、「いない」という断言がなされているわけですが、やはりそこは注意深く調査が必要だろう、というような気がいたしました。あと、送電線の関係は、ここでは触れられてないような気がいたします。

12 番、同じベトナムです。浄水場ということで、これも工事中に予想される、水とか大気とか、こういう問題があるのではないかと思います。

13 番のミャンマー。これはやはり石炭火力であります。温排水の問題、焼却灰、あるいは大気汚染、貯炭場ですか、石炭を置く場所、あるいはミャンマーの場合には、特にパゴダという文化遺産が随分あります。12 件ほどのパゴダというか、お寺が近くにあるということで、問題になるかと予想されます。あと送電線、そういうものが、この 13 番に考えられます。

以上、簡単にいろいろご紹介いたしましたけど、以上のような案件に関わるような社会配慮の課題というのが、予想されるのではないかと思います。ありがとうございました。

原科委員長：

ありがとうございました。今の、ずいぶんたくさんありますけど、駆け足でやっていただきまして、ありがとうございました。

何かご質問、ございますでしょうか。

宮崎章委員：

一つ、今のご説明の質問というほどでもないのですが。石炭火力発電に対する提案が三つほどありますね。ベトナムとインドネシアとミャンマーでしょうか、石炭火力発電も、今、もう非常に改善されているわけですが、やっぱり CO₂ の発生というのは、結構、多いわけです。やっぱり環境社会配慮という中に、もちろんこの案件は結構ですけど、これ

からのことで、やっぱり地球温暖化というのは、一番重要なことだと、私は思っているものですから、温暖化物質の削減ってことです。ですから、そういう意味で言うと、例えば日本でも、まだ十分に進んでいないと言え、進んでいないですけど、例えば太陽光発電だとか、あるいは風力発電だとか、地熱発電だとか、そういう自然エネルギーの利用というのを、こういう開発途上国というか、そういう所でもやっていただけると、良いのかと思うのです。

それで、そういうふうな提案を、別にももちろん強制するわけじゃないですけど、そういうものも出していただくと、良いのではないかと個人的には思うのです。もちろん、太陽光であれば、非常に天気の良い所なら良いわけですから、もちろん日本にも、そういう所はたくさんあるのですけれども、世界的に見れば、やっぱり天気が良い所がたくさんあるだろうし、地熱発電ということであれば、日本ももちろん火山がたくさんありますけれども、それをたくさん持っている所もあるわけです。風力だって、日本よりも非常に風が強い所があるかもしれない。そういうような所にやっていくのも、一つの、これからの産業の、開発の目としては悪くないではないかと、個人的には思ったものですから。

全く、今回の事業は、これで結構ですけども、今後の課題として、そういうところも検討していただければ良いかと思いました。

原科委員長：

そうですね。そういう方向の提案がたくさん出てくると良いですけども、どうしたら良いのか……でも石炭を、実際に、使っちゃう所が多いでしょ？

作本環境社会配慮審査役：

JICA さんなんかでも、この石炭火力の問題を、温暖化防止との関連でご検討されてきております。

宮崎章委員：

もちろん、それはそれで良いですけど。そういう、それに替わるエネルギーも、検討しても良いのかと思っただけですけど。

原科委員長：

米国は、どんどん厳しくなりましたね。

宮崎章委員：

そうですね。

原科委員長：

だから、日本もそうになってきたでしょう。

作本環境社会配慮審査役：

日本の場合、その石炭火力を支援したいという場面も、重点項目に入っていますので、なかなか技術がないとそこらあたり難しいです。

宮崎章委員：

石炭火力も、非常に技術が良くなって、前に比べれば、ものすごく良くなっている、というお話は聞いています。

原科委員長：

比較すれば、ですね。絶対水準が問題だから、だからそれは難しいところですね。つなぎのような感じでしょうけど。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか？

村山委員：

よろしいですか。

本題に入る前の条件というか、前提というところなのかもしれないですが、先ほど、作本環境社会配慮審査役からお話があったように、今回は、ジェットロはロジ部分だけ関わっているということで、これまでと少し関与の仕方が変わった、ということだと思のですが、資料を拝見すると、様式については特に変更はない、というふうに考えて良いでしょうか。特に、環境社会配慮の部分で、どういった項目が考えられるかとか、**steak-holder**の特徴とか、そのあたりは、従来通りチェックがされていて、その上で調査がなされている、というふうに考えてよろしいでしょうか？

作本環境社会配慮審査役：

ありがとうございます。

今のご質問ですが、内部で実際、調査の指示とか、あるいは報告書を読み直すとか、そういうようなことには、関わってなかったのです。いわゆるロジといいますか、事務的なことをお手伝いしたけれども、報告書、調査を進めての手助けというか、示唆というか、そういうものは、ほとんど行われなかったわけで、私もここで聞いているのは、ほとんど出来上がった報告書の関連個所を読んで、拾ってきたということだけで、内部の職員についても、恐らくここらへんは、同じ事情でないかと、私も含め、思われます。

村山委員：

その調査に入る前のスクリーニングの部分は、特にこれまでとは大きくは変わっていない、と思われるのでしょうか？

作本環境社会配慮審査役：

スクリーニングには、関わっておりません。

原科委員長：

いや、手続き的に、従来と同じになっているかっていう質問です。

村山委員：

様式を拝見する限り、あまり変わっていないのかと思うのですが。

原科委員長：

こちらの、ジェットロ関与は分かったけど、手続き自体は、従来と同じにやっているということですか？

作本環境社会配慮審査役：

手続きの、分からないですけど、いわゆる調査報告書そのものに、何か関わるというか、内容を検討する。ですからスクリーニングも含めて、われわれはほとんどノータッチだったというふうに理解しています。

村山委員：

別冊 1 の前半というか、前のほうに出ているスクリーニング法式、拝見したのですが、これまでと特に変化はない？

原科委員長：

特に変化はないですか？

村山委員：

それから、今までジェットロが関わっていた、調査中のアドバイスみたいなものが、今回はなかった？

原科委員長：

それはないですね？

作本環境社会配慮審査役：
ないです。

村山委員：
ほかが何かやっているとか、そういう話もないですね？

作本環境社会配慮審査役：
ないです。

村山委員：
分かりました。

原科委員長：
それじゃ、ちょっと。

高橋主幹：

1点、ちょっと補足させていただきます。

作本環境社会配慮審査役から説明がありましたが、バングラデシュの調査が、未入手になっております。この件につきましては、この後の、各ご担当の割り振りでご相談させていただきますけれども、調査レポートが入った段階で、別途ご相談させていただければと思います。ただし、今回の意見書を、または経済産業省に持って行く際に、ほかのものとのワンセットという形を取りたいと思いますので、そういう意味では、これもご相談ですけれども、次回の諮問委員会までにぎりぎり出てきて、割り振りができれば、とりまとめて全部ワンセットにできますけれども、そこから外れると遅れてしまうので、デッドラインは次回の諮問委員会までと考えています。

原科委員長：
大分遅れそうですか。

高橋主幹：
いや、そのへんはちょっと、状況は分かりかねます。

原科委員長：

しばらくして出てくるなら良いですけど、途中で対応できますから。そういう場合もあるのですね。じゃ、そこまで考えた上で、入りましょう。じゃ、とりあえず、これは13案件ですね。

では、その案件の、担当の割り振りに入ってよろしいですか？

その前に質問？じゃ、はい。

宮崎桂委員：

質問してよろしいでしょうか？

今回、従来通りにコメントさせていただいたものが、その後どのように活用されるのか、というところが気になるのですが、ジェトロさんも、今回はロジ部分に関わっておられるということで、出来てしまった報告書に対して、それを「変更しろ」とか、「もっとここを調べろ」というのは、多分、不可能な段階だということはよく承知しておりますが、例えば、せめて次の委託調査を経済産業省がやられる際の、環境社会配慮の留意事項に、何らかの形でも盛り込むべきものがあれば、盛り込んでいただける可能性があるのかとか等、そういったことがあればコメントさせていただいたものが生かされるのではないかと思います。募集要項に盛り込んでいただけるような、普遍的なコメントが出るかどうかは、分からないですが、そういった可能性があるのかということについて、お聞きしたいと思います。

高橋主幹：

そうですね、基本的にはここでご意見のほうを出していただいて、取りまとめて、それを経済産業省に、ジェトロはこういった規定が入っております、ガイドラインに従って、こういった諮問委員会をやっている機関でございますので、それに対してご意見のほうをお持ちする、ということにはなります。もちろん、ここから先は、詳細は分かりませんが、経済産業省も、当然ながら環境社会配慮の観点での調査等を行っているでしょうから、その審議会で出た意見を改めてご検討いただくという、そういうことになるかと思えます。

宮崎桂委員：

なぜ若干、食い下らせていただいているかと申しますと、去年も明らかに円借款につながるための形成調査がたくさんありました。JICA が今後、円借款としてやらせていただくとしたら、はじめから JICA のガイドラインの項目に合わせたもので考えていただいたほうが、良いに決まっております、調査の中の案件の募集要項にも、そのようなことが書いてあるのですが、それが徹底されていない報告書が結構あったのです。そうであれば、そこをもうちょっとちゃんと書いていただくとか、そういうことがあり得るのではないかと、思った次第です。

すみません、一応、申し上げてみました。

高橋主幹：

ありがとうございます。そういう意味では、ジェトロのスタンスとしては、先ほど申し上げたとおり、それをお持ちして、「ご検討してください」というようなことで、特に今年度、これから、今、見ていただいている調査につきましては昨年度、非常に関与度の薄いところで意見書をお持ちして行くっていう、そういうことかと思います。

宮崎桂委員：

分かりました。ありがとうございます。

松本委員：

今の点でいいですか。

可能かどうかなんですが、今、宮崎さんがおっしゃったような、やや普遍的というか、個別案件を越えて「こうしてほしい」、「したほうが良い」という提言に対して、その次の年の案件の報告書が、それを活かしているのではないかとか、同じように問題が繰り返されているというようなことを、例えば作本環境社会配慮審査役のほうで網羅的に見ていただくとか、あるいはもう一度この場に紙で出していただいて、普遍的なものについて、「去年はこうでした」と、これが同じようなことが繰り返されていけば、われわれが出したもののというのは、あまり生かされていないということで、そのことについても、改めて経済産業省に出す、というようなことは可能になると思うので、どちらかだと思っていました。

昨年度の提言の中の一部、その普遍的な部分について、委員にもう一度周知していただいて、それを見ながら、今日、割り振られるものを見る、もしくは網羅的に作本環境社会配慮審査役のほうでちょっとそれをチェックしていただくか、どちらかがあると、非常に少し回転していくかと思います。

原科委員長：

フィードバックができないと、そうですね。今のことは、大事なポイントだと思います。

作本環境社会配慮審査役：

フィードバックは大事ですね。私どもが、この報告書が出来上がって、事後的に、この今まで意見を申し述べるというようなことをやってきたのが、将来にどれだけ役立つかという、考え方でありますけれども、ただちょっと後でまた、最後の「その他」で議論するのですが、今後どうなるか分からないという、一つ難しい面がありますので、一応、昨年度、26年度だけに限って、今はちょっと議論していただくと。フィードバックは、もちろん大事なことです。

原科委員長：

高梨委員は？

高梨委員：

確認ですけど、26 年度の報告書については、環境社会配慮の面は、どこでチェックされているのですか。

作本環境社会配慮審査役：

これから皆さん方に例年どおり、また意見書を付けるために、ご担当をお願いしたいというふうに考えておりますが。

高梨委員：

報告書は、もう完成しているわけですね？

作本環境社会配慮審査役：

ええ。先ほどのバングラデシュを除いて、13 件については、現物がもう届いている、私の手元にあるということです。

高梨委員：

それで、その作る段階で、環境社会配慮面は、どこがアドバイスしたのですか。経済産業省ですか。

作本環境社会配慮審査役：

内部的にやったということです。

原科委員長：

ちょっと不透明になっちゃう、ちょっと、「良いのか？」という感じは、みんな持ちますね、これ。

高梨委員：

もう 1 点。作本さんのこの表は、丸っているのは、カバーしているっていう意味じゃなくて？

作本環境社会配慮審査役：

こういう予想される評価項目があるでしょう、ということです。

原科委員長：

コメントですね？

作本環境社会配慮審査役：

すみません、私自身のコメントであって、必ずしも報告書に、この評価項目があるというわけではありません。

原科委員長：

案件選ぶときに参考にさせていただきたいということで、コメントいただきました。

じゃ、そろそろ案件割り振りにいって、よろしいですか。

じゃ、今の頂いたコメントも頭に入れながら、少しお考えいただいて、と思います。今年は全部で 14 件ですので、13 プラス 1 です。お一人四つくらいやっただくということです。お一人四つということで、お考えください。塩田委員、今日ご欠席ですけど、塩田委員にも、別途お願いする予定にしております。

一つの案件に、お二人以上見ていただきますと良い、ということです。田辺委員、どうぞ。

田辺委員：

希望として、横の表の番号でいきます。

原科委員長：

この表でいきましょうね。

田辺委員：

2、6、7、9 番。

原科委員長：

2、6、7、9 番。

じゃ、松本委員、どうぞ。

松本委員：

2、6 番で、その次の 3、4 番。

原科委員長：

その下の 3、4 番ですね。

そんな具合に、どんどん手を上げてください。

柳副委員長：

一応、希望としては、1、2、6、9 番です。あと 2 の 2 番。

原科委員長：

下の段ですね。

柳副委員長：

昨年は 6 件くらいやった記憶があるので、2 の 3 番もやってもいいです。

原科委員長：

2 の 3 番ですね。

あといかがでしょうか。高梨委員、どうぞ。

高梨委員：

じゃ、私は 2、5、6 番、それから 9 番。

原科委員長：

2、5、6、9 番ですね。

宮崎章委員：

私、よろしいでしょうか。

原科委員長：

はい。

宮崎章委員：

水に関係あるものですから、1 番、あとは先に決まるのが、下のほうの 3 番ですか。

原科委員長：

下の 3 番。

宮崎章委員：

あとは、どこでもいいですけど、ほかの皆さん方のやっていないところだと、例えば上のほうで、3 番ですか。もう一つは、じゃ、インドのこの山地、4 番ですか。それで一応四つになると思います。

村山委員：

じゃ、私は上の 3、4、8 番がないので 8 番。

原科委員長：

7、8 番ですか？

村山委員：

いえ、3、4、8 番。それと下の 2 の 4 番。

原科委員長：

あといかがでしょう？

宮崎桂委員：

もうあと私だけですか。皆さんのあまり希望のないもので、よろしいですけれども、5、8 番、下の 1、2 番。

原科委員長：

そうすると、二つそろっていないのは、下の 1 番だけかな。

高橋主幹：

そうですね、あとは全部入っています。

原科委員長：

2 番がずいぶん人気集中、四つありますね。2 番と 6 番が、四つありますね。どなたか、下の 1 番に移る方がおられると、助かるのですけど。

塩田先生に願いますか。じゃ、あとは塩田先生にも相談しますので、この結果から、できたらお願いしたいということで。今この段階で手を上げていただく方、ございます？

柳副委員長：

それでは、2 番をやめて 7 番に移ります。

原科委員長：

2 番をやめて、下の 1 番をやっていただけですか？

柳副委員長：

7 番。

高橋主幹：

7 番も一人だったのですね。

柳副委員長：

7 番いないですね。

原科委員長：

そうだ。

高橋主幹：

助かります。

原科委員長：

ありがとうございます。

高梨委員：

今のところで、ざっと、誰がご担当か、もう一度言ってもらえますか？

高橋主幹：

はい。確認をさせていただきます。案件ごとに、お名前のほうを、逆に横に読み上げていきたいと思います。縦横合わせる、という意味で。

まず 1 番、インドネシア北スマトラ州の件。これは柳副委員長と宮崎章委員。

2 番、ミャンマーのモーラシャイン発電所の件。こちらのほうは、松本委員、田辺委員、高梨委員。

3 番、フィリピンのマニラ首都圏都市の件。村山委員と宮崎章委員。

4 番、インドのシラディガード山地。こちらは、村山委員と宮崎章委員。

5 番、インドネシア・マカッサル高度交通システム。こちらは、高梨委員と宮崎桂委員。

6 番、ベトナムのバクリュウの件、発電所の件。こちらのほうは、柳副委員長、松本委員、田辺委員、高梨委員。

7 番、インドのデリーの鉄道調査です。こちらは柳副委員長、田辺委員。

8 番、モンバサのゲートブリッジ建設、こちらは村山委員と宮崎桂委員。

9 番、インドネシアのアンニール石炭火力発電所、こちらは、柳副委員長と田辺委員、高梨委員。

下に移ります。大きな 2 番目です。

1 番、インドネシアの航空ネットワーク再構築。こちらのほうは、塩田委員はちょっと三角、後で確認をする、ということと、あとは宮崎桂委員。

2 番、マカッサルの環状高速道路。こちらは柳副委員長と宮崎桂委員。

3 番、ベトナムのハナム省のモックバック浄水場整備です。こちらは柳副委員長と松本委員、宮崎章委員。

一番最後、4 番目です。インドのビハール州の橋の再生計画です。村山委員と松本委員のお二方。

以上でございますけど、何か、齟齬がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

柳委員：

柳ですけれども、2 の 3 番のベトナムは、やらないことにします。人が多いので。

原科委員長：

はい。

あとはいかがでしょうか？では、そういうことで、あとは塩田委員にお願いします。多分、航空ネットの、こういうものだったら、空港拡張だから、塩田先生が、わりあい期待しております。

高橋主幹：

では事務局のほうから、塩田委員にお話しするようにします。

原科委員長：

はい。じゃ、どうもありがとうございました。

それでは次、まいりましょう。

そうだ、取りまとめだ。取りまとめをお願いしなくちゃいけないのだ。去年は、田辺委員にお願いしましたが、いかがでした？田辺委員、去年、お願いしましたよね？

田辺委員：

はい。

原科委員長：

どんな具合でした？結構、大変だったのか、結構、面白かったのか？

田辺委員：

ちょっと、まとめ方のつぼというのを把握していなかったもので、ちょっと何度か、手間がかかってしまいましたが。大体、パターンがつかめば。

原科委員長：

要領がつかめたら。

いや、できたら、またお願いできないかなど。

田辺委員：

いや、ちょっと、連続というのは。

原科委員長：

連続は厳しい？

そうすると、どうしましょう。困りましたね。

タイミングは、いつくらいになりますか、最終的には？

高橋主幹：

次の諮問委員会については、12 月中くらいを考えておりますので、この全体の取りまとめのデッドラインを、11 月末を考えております。なので、全体を俯瞰しながら、最終的に取りまとめをしていただくということになるので、それよりも、もうちょっと後ですか。

3 月末までに出来上がり、完成を考えると、その前くらいでしょうか。2 月ですとか、そんな形になります。

原科委員長：

12 月を一応、想定しています。まだ日程が決まりませんが、だから年を越して、新年になってからで良いですね。

高橋主幹：

そうです、取りまとめ自体は。

作本環境社会配慮審査役：

すみません、やはり経験を積まれた田辺さん、いかがでしょうか。
お願いできると、ありがたいのですが。

田辺委員：

いや、回したほうが良いじゃないですか、こういうのは、多分。

原科委員長：

どうしよう？

高橋主幹：

お忙しい中、いろいろと願ひするの恐縮でございますけれども。

原科委員長：

どうしよう、静かになっちゃった。困ったな、これ。どうしましょうか。
やっても良いという方、おられますか。手は挙がらない。

高橋主幹：

前々回は、確か、宮崎章委員に願ひいたしました。

宮崎章委員：

私、させていだきました。
もし、もう誰もいらっしゃらなかつたら、時間が経っちゃうので、私がやらせていただいても構いません。させていだきます。

原科委員長：

良いですか、願ひしても？
それでは、ご経験のある宮崎委員。

宮崎章委員：

いや、そんなに経験ないですけど。苦勞しましたけど。はい、分かりました。

原科委員長：

じゃ、ありがとうございます。それではそういうことで、させていだきます。

宮崎章委員：

この、いわゆる報告書というのは、担当の所は、また送っていただけるわけですね、今月末。

高橋主幹：

はい。

原科委員長：

はい。

高橋主幹：

それぞれの調査についてのご意見につきましては、締め切りは 11 月末でお願いしたいと思っております。調査につきましては、今回は、**CD-ROM** に全ての調査を落としまして、皆さま方に郵送でお送りしようと思っております。その中に、今日割り振ったこの一覧表も一緒に、念のため、入れさせていただければと思っております。

全部上がってきた段階で、後でちょっとまたご相談しますけれども、2 回目の諮問委員会を開催したい、というふうに思っております。

また、取りまとめの宮崎章委員につきましては、また別途、もう一度やっていただいていますけれども、またお話をさせていただきたいと思っております。

宮崎章委員：

覚えていませんけど。はい、またよろしく願いいたします。

原科委員長：

ではよろしく願いいたします。ありがとうございます。

高橋主幹：

それと、ご意見につきましては、先ほどの割り振り表の後、後ろのペーパーに、記載していただくペーパーを入れております。これも、**CD-ROM** の中に一緒に入れておきますので、調査とこの意見書を書く、このペーパーのデータにつきましては、**CD-ROM** に一緒に入れておきますので、その中にご記載いただいて、11 月末までにご返送いただく、ということにしたいと思います。

また、ご不明の点があれば、事務局の私のほうに、メールでも電話でも何でも結構ですので、ご連絡いただければと思います。

原科委員長：

それでは、どうもありがとうございます。先へ進みます。

「その他」、何かございますか？

高橋主幹：

「その他」でございます。事務局のほうから、ちょっと進めさせていただきます。

三点ほどございます。

まず、一点目でございますけれども、来年度の諮問委員会について、でございます。状況のほうを、作本環境社会配慮審査役から、ちょっとご説明をお願いします。

作本環境社会配慮審査役：

それでは先ほど、ちょっと、最後のほうに付いていた資料 2 の中の、また資料 1 という部分ではありますが、「今後の方向と課題」ということで、私も十分に、これから先のことを周知しているわけじゃありませんが、三点ほど、ちょっとお伝えしておきたいと思います。

一つ目が、先ほどもご質問もありましたけど、平成 27 年度、今年度は報告書について、やはり工程管理を含めて、行っておりません。そういうことで、助言文といえますか、意見書は作らない、ということになるのではないかと思います。ただ、ジェットロが行っている環境社会配慮の分野での貢献というのは、どういうところで役に立つかわかりませんので、引き続き、その新しいガイドラインの下で、原則、基準に基づいて環境配慮するということは、継続していくという、そういう考えにわれわれは立っております。それが 1 点目であります。

二つ目は、現在、お手元にある環境社会配慮ガイドライン、これを現行のまま、改定せずに、というか、修正を加えずに、このまま利用していくということにしたいと考えております。将来、また委託調査を、ほかの機関とかで受けることもあるかもしれませんし、あるいはこの事業がまた復活するということもあるかもしれませんけれども、ガイドラインの中の第三部も含めて維持していく、という考え方に立っております。

三つ目になりますが、諮問委員会はどうするのか、ということでもありますけれども、やはり引き続き、継続開催していきたいと考えております。ジェットロの目的、あるいは社会的役割を踏まえながら、皆さま方から貴重なご意見、あるいはアドバイスを頂きながら、諮問委員会をこれからどうやって運営していくかということを考えながら、さらに進めていきたいと思っております。その節は、また皆さま方からご意見、ご示唆を頂きながら、この運営に組み入れていきたいと考えております。

以上の三点です。

高橋主幹：

次回、12 月くらいを予定しておりますけれども、またその諮問委員会の中で、ですとか、そこに至るまでのプロセスの中で、どういうふうに、この環境社会配慮の諮問委員会を進めていくのかというところにつきまして、先ほど、作本環境社会配慮審査役のほうからお話がありましたけれども、個別にお話を聞くようなこともあろうかと思います。いろいろと皆様にお知恵を引き続き拝借したい、と考える次第でございます。よろしく願いいたします。

「その他」の 2 点目でございます。IAIA の名古屋大会、原科委員長はこの IAIA の名古屋大会の実行委員長でもおられる、ということですが、ジェットロも今、私と作本環境社会配慮審査役のほうで、委員会ですとか、関連の委員会で、本当に微力ながらご協力させていただいているというところでございます。ご承知の方も多いかとは思いますが、改めて原科先生が委員長でいらっしゃるので、ご説明をお願いできるとありがたい

と思っております。

(IAIA 関係資料を配付)

原科委員長：

資料よろしいでしょうか？それでは簡単にご紹介いたします。

二つございまして、一つは「IAIA16 愛知名古屋大会ご案内」でございます。少し既にお話ししたかと思えますけど、こういうような形で進めております。来年の5月11日から14日、この4日間が主たる会議の期間ですが、前後がありまして、全体の会期は5月8日から15日でございます。一週間ほどやっています。

この会議、名古屋の国際会議場で行いますが、日本で開催するのは初めてでございます。IAIA、国際影響評価学会と日本語でも訳しておりますけれども、アソシエーションなので、協会あるいは学会って訳す場合が多いですけど、この場には、いわゆる学者だけではなくて、むしろマジョリティはコンサルタントとか産業界とか、あるいは行政とかいう方々です。研究者・大学人も、2割くらいおりますけれども、そのような組織です。

詳しいことをここでご覧いただきたいと思いますが、開いていただくと、こういう名古屋城の写真が入っています。このようなことで、IAIAの本部がアメリカにありますけれども、本部からこういうような英語のものが出ておりまして、その日本語のものも用意してあります。

この会議、私は日本委員会の委員長ですけど、村山先生には事務局長をお願いしております。そのようなことで、柳先生にもご報告をいただきます。それからこのものには、スポンサーシップの話が付いております。いろいろと、今、スポンサーお願いしております。現在の段階では、トヨタとか、中部電力、地元の中心的企業にお願いしております。ご協力いただけるってことになっています。どのような形になるか、今、検討中でございます。その他、メーカーでイーオンとか、お願いしています。それからジェットロも、ジェットロの立場として、できる形で貢献をお願いしている次第でございます。

それで、このことは、実は政府の成長戦略の一環としまして、とりわけ観光立国の中で、ここに「MICE アンバサダー」と書いてあります、これが大変大事なことになっていて、これの、実は今回の会議は、その第1号の招致成功例ということで、政府のほうも、大分、大々的にアナウンスしております。これは『トラベルジャーナル』って、この分野で一番中心的な雑誌ですが、これに紹介されました。

開いていただくと、下に13ページと書いてありますけれども、左下のほうに、左側にいたいこの第1号の招致がIAIA、第2号が世界博物館大会、いずれも大きな会議でして、左下に、観光庁の久保成人長官が記者会見で、大型国際会議誘致の成功に言及しまして、「参加国数が120カ国規模の国際会議の開催は、日本では毎年1、2件程度」だということです。そういうものを、今回、招致しました、ということでございます。そのいきさつ、どんな

プロセスだったかということが、ここにいろいろと書いてございますが、「MICE アンバサダー」というのは、政府としては、こういう観光立国という、先ほど産業とか観光で、ジェトロの活動で、重点項目で出てまいりまして、ご紹介いただきましたけれども、それに つながるようなことをやっております。

それから、開いていただくと、あと順次、そういう説明を加えまして、16 ページの所、3 枚目ですが、ここでも IAIA 名古屋大会、これを誘致したプロセスを、私が書きましたけれども、ポイントは政府レベルで支援している、つまりやっぱりパブリックにサポートしているのです。パブリックというか、ガバメントですね。それが大変意味がありまして、そういった意味でも、ジェトロのいろいろな支援してもらえるとすることは、大変、重要な、同じような意味があります。こういうものがあることによって、大変信用が高まりまして、参加する人たちとか、それから支援している企業が、どんどん広がってまいります。

最後には、今年のフィレンツェ大会で正式決定しましたので、そのときの模様を示しております。村山先生も、ここで誘致のプレゼンをやっていただきました。そんな次第でございます。

ということで、ぜひ、ジェトロの皆さま方には、ご参加いただいて、この環境社会の世界がどうなっているかを知っていただきたい、ぜひ研修みたいな感じで来ていただけたらありがたいので、たくさんご参加いただきたいと思います。中村理事、どうぞよろしくお願ひいたします。ご指導のほどを。理事以下、皆さんに来ていただいて、ということをお願ひしたいと思います。以上です。

高橋主幹：

ありがとうございます。

それでは、時間過ぎておりますけれども、最後でございます。次回の開催についてです。先ほど来から、12 月の次回開催について、お話ししているところですが、もし決められれば、今、決めてしまいたいと思います。12 月の中で、例えば、この時期はもう明らかにちょっとだめだとか、そういったご意見があれば、今のうちに聞いておきたい、と思っております。

12 月と申しますと、12 月 1 日が火曜日になります。火曜日、1 日の週がありまして、7 日の週、14 日の週、21 日の週、21 日の週までです。ただ、21 日の週も、最後の最後になるので、どうなのかと。そういう意味では、12 月 14 日の週くらいが、よろしいのかなと、勝手に考えているところでございます。大変恐縮でございますけれども、12 月の 14 日の週とか、このへんで都合の悪い方って、いらっしゃいますか？

松本委員：

時間帯に、もちろんよるのですが。

柳委員：

曜日とか。授業とかありますから。

高橋主幹：

そうですね。通常ですと、午後です。13時から14時、15時くらいの間でスタートをするのが、通常です。例えば、ずっとこの午後の時間帯は悪いとか、そういったお話って、何かございますか？

宮崎章委員：

ちょっと、18日の金曜日は、予定が入っちゃっているんですけど。

高橋主幹：

そうすると、18日の金曜日は、ないですね。

柳委員：

火曜日と木曜日は、授業があるので。

松本委員：

私も火、水、木は、授業がある。

原科委員長：

厳しい。

高橋主幹：

そうすると、月曜日。

原科委員長：

月曜日、私は教授会です。

高橋主幹：

月曜日、教授会、そうですか。

原科委員長：

じゃ、その前の週かな。困ったな。

いや、前の週、金曜日は、18日の都合が悪いとしたら、前の週の金曜日だったら、どうですか、宮崎さん？

宮崎章委員：

ちょっと、金曜日はちょっと都合が悪いものですから。

原科委員長：

そうすると、火、水、木は全部だめ？火、水、木は、どこかすき間はありますか？

松本委員：

12月には15日、22日が教授会なので、8日であれば、大丈夫です。

原科委員長：

8日であれば大丈夫？じゃ、8日がいけそうかな？皆さん、いかがでしょう、8日？

柳委員：

8日も、火曜日は授業です。

原科委員長：

火曜日は授業ですか。9日は？水？

松本委員：

水曜日は絶対に無理です。

原科委員長：

じゃ、午後はだめかな。午前中はどうでしょう？

宮崎章委員：

私は18日、午前中なら構わないですけど、金曜日。

原科委員長：

金曜日の午前中、18日、いかがでしょうか？

松本委員：

火、水、木、金は午前授業です。なんでみんなそんなに授業が少ないのか、逆にびっくりするんですけど。

原科委員長：

なんでそんなに多いの。文科省に怒られますよ、適正な数でないと。

松本委員：

大規模私立大学は、しょうがない。

宮崎章委員：

もし、どうしても皆さんご都合がつかないようでしたら、私、12月18日の金曜日、なんとか都合つけますから。

原科委員長：

時間帯は、どのへんが？

宮崎章委員：

でも、14時くらいから、ちょっと都合が悪いので、ちょうど重なってしまいますので。

原科委員長：

お昼の時間にしちゃうとか？

宮崎章委員：

いや、そこまで無理していただかなくて結構です。なんとかしますから。じゃ、それで。

原科委員長：

良いですか？

宮崎章委員：

はい、そうしてください。

原科委員長：

じゃ、金曜の午後で。

宮崎章委員：

はい。

高橋主幹：

18日。

原科委員長：

それなら皆さんよろしいですね？18日の？

松本委員：

ここまで来るとなると 14 時以降でないは無理です。国立で授業なので。

原科委員長：

じゃ、今日のような時間帯で。

高橋主幹：

ということは、15 時くらいからであれば？

松本委員：

大丈夫です。

高橋主幹：

大丈夫ですね。

原科委員長：

じゃ、15 時スタートにしましょうか？15 時-17 時くらいで良いですか？2 時間取ったら良いですね？

高橋主幹：

はい。

原科委員長：

じゃ、18 日 15 時にいたしましょうか。17 時までということで。今日も 1 時間くらい、ちょっと難しかったです。18 日の金曜日。

高橋主幹：

12 月 18 日金曜日の 15 時からでよろしいでしょうか？

原科委員長：

よろしいですか？

じゃ、先生、どうも本当に無理をお願いして、申し訳ありません。ありがとうございます。

宮崎章委員：

いいえ。なんとかなると思います。大丈夫です。

原科委員長：

いや、宮崎さんがいてくれないと困るもので。

宮崎章委員：

いえ、そうですね。提言したものですから、今度、出ないというわけにはいかないと思うので。

原科委員長：

すみません、ありがとうございます。

それでは今日はここまでで、よろしいですか？じゃ、どうもありがとうございました。ちょっと予定の時間をオーバーしましたがけれども、大変大事なことでございますので、ありがとうございました。

中村理事：

ありがとうございました。（了）